

令和3年度第4回人事委員会 会議結果<概要>

1 日 時

令和3年6月4日（金）午前9時30分～午前9時50分

2 場 所

人事委員会 委員室（都庁第一本庁舎南塔 40階）

3 出席者

（委員）青山委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）武市事務局長、堀越任用公平部長、神山試験部長、宮本審査担当部長、田近
総務課長、鎌田任用給与課長、森山試験課長

4 議 事

<議 案>

第9号議案 妊娠後期における妊娠に起因する病気休暇等に伴う臨時的任用教員
取扱要綱外1件の改正に係る承認について

第10号議案 職員の職務専念義務の免除及び給与等の取扱いについて

報告第3号 令和3年度労働基準監督業務の実施について

第9号議案 妊娠後期における妊娠に起因する病気休暇等に伴う臨時的任用教員取扱要綱外1件の改正に係る承認について

標記議案について、事務局から、申請のとおり要綱を改正することについて承認したい旨、説明した。

(妊娠後期における妊娠に起因する病気休暇等に伴う臨時的任用教員取扱要綱外1件の改正)

- 1 妊娠後期における妊娠に起因する病気休暇等に伴う臨時的任用教員取扱要綱
- 2 東京都公立学校教員の産休・育休に伴う引継実施要項

委員より、今後男性が出生時育児休業を取得する場合、女性に比べて期間が短くなることが予想されるが、どのような対応をする予定であるか質疑があり、事務局から、男性も育児休業が取得可能な旨、回答した。また、事務局から、改正育児・休業法は地方公務員に直接適用されないため、地方公務員の出生時育児休業がどのように導入されるかは、今後、国の動きを注視していく必要があり、導入が決まった場合には教育委員会で代替要員をどのようにするのか検討していく旨、補足して回答した。

委員より、都庁職員の育児休業取得率について質疑があり、事務局より、女性職員は3月超6月以下が21.5%、6月超9月以下が21.1%となっており、男性職員は2週間超1月以下が22.2%、1月超3月以下が26.4%となっていることなどを補足して回答した。

委員より、産育休代替教員を常勤で雇用する制度の有無について質疑があり、事務局から、直近ではそのような制度について議論はされておらず、臨時的任用で対応している旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により原案のとおり決定した。

第10号議案 職員の職務専念義務の免除及び給与等の取扱いについて

標記議案について、事務局から、各任命権者より協議・申請があった新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の職務専念義務の免除及び給与等の取扱いに関する臨時措置について、協議・申請のとおり、同意・承認を行いたい旨、説明した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

報告第3号 令和3年度労働基準監督業務の実施について

標記報告について、事務局から、令和3年度労働基準監督業務の実施計画における書面

調査及び実地調査のうち、実地調査の実施について、都庁全体で新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいる現在の状況を踏まえ、当面の間、休止している旨、説明した。

次回開催日程について

次回委員会は、令和3年6月11日（金）午前10時00分から開催することとした。